

向日市商工会情報

第13回理事会開催

10月23日（金）午後2時より理事会を開催しました。今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、ビデオ会議システム（ZOOM）を従来の会議と併用し実施しました。

■審議事項

- (1) 前回理事会議事録の確認に関する件
- (2) 向日市商工観光振興センター会議室使用規程の一部改正に関する件
- (3) 向日市長及び向日市議会議長への要望に関する件
- (4) 新規会員の加入承認に関する件

新規会員のご紹介

事業所名：**てっぱん居酒屋ココ**

代表者名：米田 和浩

住 所：向日市上植野町伴田9 章貴ビル102

業 種：飲食業

所属部会：商業

事業所名：**亀光舎**

代表者名：富田 英之

住 所：向日市物集女町出口18-11

業 種：電気工事業

所属部会：建設業

事業所名：**小山 博康**

代表者名：小山 博康

住 所：向日市寺戸町七ノ坪110-212

業 種：不動産賃貸業

所属部会：サービス

事業所名：**healing & totalcare 琉球の月**

代表者名：上地 靖子

住 所：向日市寺戸町二枚田13-121

業 種：美容業

所属部会：サービス

事業所名：**理容マエダ**

代表者名：前田 篤史

住 所：向日市寺戸町永田1-179

業 種：理容業

所属部会：サービス

事業所名：**大西設備**

代表者名：大西 淳

住 所：向日市鶏冠井町楓畑2

業 種：建設業（設備）

所属部会：建設業

事業所名：**京都-東陽匠会ノ株式会社**

代表者名：東本 理恵

住 所：向日市物集女町中海道58-8

業 種：建設業

所属部会：建設業

事業所名：**株式会社船井アソシエイツ**

代表者名：船井 美紀

住 所：向日市寺戸町瓜生22-1

業 種：管理請負業

所属部会：建設業

事業所名：**いとうくん株式会社**

代表者名：山田 幸裕

住 所：向日市寺戸町西野辺26-10

業 種：介護福祉事業

所属部会：サービス

事業所名：**サイトインデックス**

代表者名：平 真美

住 所：向日市上植野町地後5-9

業 種：グラフィックデザイン・情報サービス業

所属部会：サービス

事業所名：**ミズシマ映像製作所**

代表者名：水嶋 友哉

住 所：向日市寺戸町瓜生 26-22

業 種：映像制作業

所属部会：サービス

事業所名：**伊藤屋株式会社**

代表者名：瀬戸 裕之

住 所：向日市上植野町南開 54-1

業 種：総合ギフト事業

所属部会：サービス

事業所名：**一般社団法人 FutureCreation**

代表者名：森 干晟

住 所：向日市岸ノ下 25-102

業 種：こども宅食・子ども食堂・学習支援事業

所属部会：サービス

(株)京都衛生開発公社 守井さんからの紹介

事業所名：**株式会社アーネスト**

代表者名：川本 智貴

住 所：向日市物集女町五ノ坪 16-14

業 種：宿泊(民泊)・清掃業

所属部会：サービス

事業所名：**株式会社京都設計**

代表者名：大谷 民人

住 所：向日市寺戸町大牧 14-31

業 種：建築設計業

所属部会：建設業

事業所名：**村山企画**

代表者名：村山 真平

住 所：向日市寺戸町西野辺 21-2

コンフォールミキ 103

業 種：写真業(カメラマン)

所属部会：サービス

(有)オッツ 大西さんからの紹介

事業所名：**れいこの店**

代表者名：酒井 玲子

住 所：向日市寺戸町小佃 9-8

業 種：美容業

所属部会：サービス

ビューティーサロン・ナティ 岩藤さんからの紹介

サービス部会視察研修会のご案内

サービス部会主催の視察研修を開催します。

日 時：12月2日(水) 午後5時30分出発

場 所：サンガスタジアム by KYOCERA

(京都サンガF.C. 試合観戦)

参加費：6,000円(当日徴収)

募集人員：25名(定員に達し次第締め切り)

備 考：詳細は同封の案内をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症離職者採用支援事業費補助金について

京都府では新型コロナウイルス感染症の影響による離職者・収入減少者を新たに3ヶ月以上雇用する京都府内の中小企業等に対して、その経費の一部を補助します。

(1) 補助対象者

次のア～オのいずれにも該当する事業主

ア. 京都府内に主たる事務所を有する、中小企業等、病院、老人福祉・介護事業を行う事業所、障害者福祉事業を行う事業所、保育所、幼稚園等(いずれも公営施設を除く)

イ. 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業主
ウ. 対象労働者(京都府民に限る)を新たに3箇月以上雇用する事業主

エ. 雇用保険適用事業所

オ. 京都府税及び京都市税の滞納がない事業主

※補助対象外となる場合については京都府のホームページをご確認ください。

(2) 補助対象事業及び経費

●新型コロナウイルス感染症の影響による離職者、収入減少者又は内定取消者等、就職が困難な方
⇒新たに雇用した労働者に対する賃金

●従業員等への教育訓練事業

⇒新たに雇用した労働者等に対する研修等の実施に必要な経費

●担い手確保に向けての広告宣伝等に係る取組

⇒新たに雇用した労働者に係る求人募集等の実施に必要な経費

(3) 補助対象の事業期間

令和2年6月1日～令和3年3月15日

(ただし、対象労働者の雇用開始日は、令和2年6月1日～令和2年12月15日に限ります。)

(4) 補助金額

対象労働者の雇い入れから3箇月経過後の雇用状況を確認のうえ、次の金額を限度に支給します。

●正規雇用労働者を雇用⇒1人つき30万円

●非正規雇用労働者(週20時間以上勤務に限る)を雇用

⇒1人につき10万円(3箇月経過時に正規雇用労働者に転換した場合は、30万円とする。)

●補助上限人数⇒1事業者につき、正規及び非正規雇用労働者併せて10人

※対象労働者に支払われた賃金やその他経費の

合計額が上記の金額を下回る場合は、その額とします。

(5) 申請書受付期間

令和2年10月14日～令和2年11月13日(午後5時必着)

※補助申請の総額が予算の上限に達した場合等は、申込書受付期間内であっても、申請を締め切る場合があります。

(6) 受付方法

郵便受付のみ(新型コロナウイルス感染症防止のため、持参での受付は行いません。)

〒604-8106 京都市中京区堺町通御池下丸木材木町670番地1 吉岡御池ビル3階 京都「コロナ離職者雇用等に関する補助金」事務局 宛

交付要領・申請書のダウンロードや詳細については、京都府のホームページをご確認ください。

HP : <https://www.pref.kyoto.jp/index.html>

京都「コロナ離職者雇用等に関する補助金」事務局

電話 : 0570-200-402 (9時～17時(土・日・祝日、年末年始を除く))

新型コロナウイルス感染症の影響による納税の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

●要件

①国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。

②納税について誠実な意思を有すると認められること。

③猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。

④納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

※担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。(注)既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

○猶予が認められると…

- ・原則として1年間納税が猶予されます(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ・猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

●お問い合わせ先

右京税務署(右京区、西京区、向日市、長岡京市、乙訓郡)

電話 : 075-311-6366 (8時30分～17時(土日祝除く))

「KES」を始めてみませんか

エネルギーの消費(地球温暖化)や環境汚染など、地球規模の環境問題には、産業界も大きく関わっています。

そして、日本の産業界の中で圧倒的多数を占めている中小企業が、我が国の産業を支えているといっても過言ではありません。環境問題を解決するためには、あらゆる規模・業種の企業が、環境や人類の将来を考えた事業活動を行っていくことが大切です。

地球温暖化防止京都会議COP3が京都市で開催されたことがきっかけで、市民、事業者、京都市が協力して立ち上げたパートナーシップ組織「京のアジェンダ21フォーラム」において、企業の90%を超える中小企業が環境に配慮した事業活動に取り組みやすい仕組みとして考案したものが「KES」(環境マネジメントシステム・スタンダード)です。「KES」は、平成19年4月2日付で「京のアジェンダ21フォーラム」から「特定非営利活動法人KES環境機構」に引き継いで運営されています。



◆特色（経営に当たって、環境への負荷を管理・軽減するための仕組みです。）

- ①取得にかかるコストが安く、わかりやすい。
- ②段階的に取り組める2つのステップがある。

◆KESを審査・登録すると…

- ①省エネ・省資源・リサイクルなどにより、コストダウンできる。
- ②環境にやさしい企業と認定され、取引等も有利になる。
- ③企業の社会的責任の証明になる。
- ④環境管理体系（PDCA）が経営管理にも応用できる。
- ⑤法規制順守に対応できる。
- ⑥従業員の環境意識が高まる。

取得するにはどうしたらいいの？などなど、KES取得について事務所でKES主幹審査員がご相談に応じます。（要予約/無料）

連絡先：075-342-1170（特定非営利活動法人 KES 環境機構）

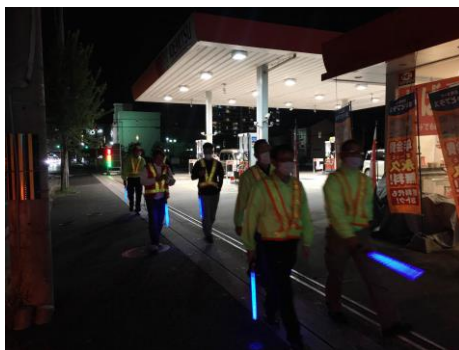
50枚貯まれば500円金券として使用できる販売促進事業です。

詳しくは、向日市商店会事務局（向日市商工会内、075-921-2732）までお問い合わせ下さい。

商工会青年部 “絆” 感謝運動実施

本事業は、各地で発生した災害における復興支援活動等でも改めて確認された青年部と地域との「絆」について、再認識と感謝の機会を設けるとともに、今後もその「絆」をさらに強化していくこと等を目的に実施しています。

当会青年部員は10月15日（木）に夜回り隊として、向日市内の主要道路の防犯パトロール活動を実施しました。



向日市商店会「かぐや姫ポイントカード」取扱事業所募集中

向日市商店会では、期間限定（令和3年2月28日まで）の「かぐや姫ポイントカード」を取り扱う事業所を募集しています。

このカード事業は、お客様へお買い上げ代金100円（税込）につき1ポイントシールを配布し、

女性部活動便り				
日 時		活動行事		場 所
11月	2日(月)	13:00	正月飾り講習会	商工観光振興センター
		講習会終了後	第7回 常任委員会	
12月	調整中	13:00	ガーデニング事業	麒麟園ガレージ
	7日(月)	13:00	干支のちぎり絵教室	商工観光振興センター
教室終了後		第8回 常任委員会		
※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延期または中止する場合がございます。 ※常任委員会につきましては、オブザーバーとしてご参加していただくことも可能です。				

11・12月の予定				
日 時	行 事 名	場 所	内 容	
11月19日(木) 午後1時～午後4時 (最終受付：午後3時30分迄)	不動産相談	商工観光 振興センター	宅地建物取引士が不動産に関する相談に応じます。 担当：(公社) 京都府宅地建物取引業協会 第五支部会員	
12月2日(水) 午後5時30分出発	サービス部会 主催視察研修	京都府内	京都サンガF. C. 試合観戦 場所：サンガスタジアム by KYOCERA 集合場所：向日市観光振興センター「まちてらす MUKO」	
毎週火・金曜日 午前9時～午後5時 (12時～1時は除く)	新型コロナウイ ルス感染症対策 経営相談	商工観光 振興センター	中小企業診断士が経営相談等に対応いたします。 事前予約必要（相談時間約1時間） 12月25日(金)まで	
税務相談は新型コロナウイルス感染症の影響により現在中止しています。 再開時期については未定です。再開の場合は商工会ホームページ等にて案内いたします。 ご了承いただきますようお願い申し上げます。				